

重要事項説明書（介護保険）

1. 事業者の概要

- ・名称 社会福祉法人 九十九里ホーム
- ・所在地 千葉県匝瑳市飯倉 21 番地
- ・電話番号 0479-72-1131
- ・代表者 理事長 井上峰夫

2. 事業所の概要

- ・名称 九十九里ホーム訪問看護ステーション
- ・所在地 千葉県匝瑳市飯倉 21 番地
- ・電話番号 0479-72-1131
- ・管理者 氏名 藤野綾子

3. 訪問看護利用時間

- ・月曜日～土曜日 8時30分～17時00分
- ・日曜日、1月1日・2日・3日は休みとする。

4. 訪問地域

- ・匝瑳市、横芝光町、多古町、香取市の一部（旧山田町）、旭市の一部（旧干潟町）

5. サービスの説明

(1) サービスの内容

- ・問診と状態確認 ・褥瘡の予防及び処置 ・介護指導、相談 ・経管栄養の管理、指導
 - ・清拭、洗髪、入浴等の指導 ・食事、排泄等の指導 ・カテーテル等の管理、指導
 - ・介助者の精神的援助・リハビリテーション（起居動作、歩行等の練習、介助方法の指導等）
- ※訪問看護の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に看護職員の代わりに理学療法士等が行う事がある。

(2) 日程

- ・ 1 回/月 ・ 2 回/月 ・ 1 回/週 ・ 2 回/週 ・ 3 回/週

6. 利用料

(1) 訪問看護を利用した場合、負担割合に応じて利用料を毎月現金にて徴収する。

	要介護		要支援	
看護師	1 割負担	2 割負担	1 割負担	2 割負担
所要時間 20 分未満	314 円	628 円	303 円	606 円
夜間・早朝 (25%加算)	393 円	786 円	379 円	758 円
深夜 (50%加算)	471 円	942 円	455 円	910 円
所要時間 30 分未満	471 円	942 円	451 円	902 円
夜間・早朝 (25%加算)	589 円	1178 円	564 円	1128 円
深夜 (50%加算)	707 円	1414 円	677 円	1354 円
所要時間 30 分以上 1 時間未満	823 円	1646 円	794 円	1588 円
夜間・早朝 (25%加算)	1029 円	2058 円	993 円	1986 円
深夜 (50%加算)	1235 円	2470 円	1191 円	2382 円

	要介護		要支援	
所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満	1128 円	2256 円	1090 円	2180 円
夜間・早朝 (25%加算)	1410 円	2820 円	1363 円	2726 円
深夜 (50%加算)	1692 円	3384 円	1635 円	3270 円
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	1 割負担	2 割負担	1 割負担	2 割負担
(1) 所要時間 20 分	294 円	588 円	284 円	568 円
(2) 所要時間 40 分	588 円	1176 円	568 円	1136 円
(3) 所要時間 60 分	794 円	1584 円	426 円	852 円

※要支援の場合、利用開始の日が属する月から起算して 12 月を越えた期間に行った場合、1 回につき 5 円を減算

(2) 加算 (金額は 1 割負担の場合)

ターミナルケア加算	2,500 円／死亡月	死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合
退院時共同指導加算	600 円／回	病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中若しくは入所中の利用者に対して、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合、退院又は退所後の初回の訪問看護の際に1回 (特別な管理を要する者である場合2回) に限り算定
初回加算	(Ⅰ) 350 円／月 (Ⅱ) 300 円／月	新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して訪問看護を提供した場合
特別管理加算 (Ⅰ)	500 円／月	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態である利用者に対し、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合
特別管理加算 (Ⅱ)	250 円／月	在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態等である利用者に対し、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合
夜間・早朝加算	所定単位数の 25%を加算	6時～8時30分または18時～22時の時間帯にサービスを行った場合
深夜加算	所定単位数の 50%を加算	22時～6時の時間帯にサービスを行った場合
複数名訪問看護加算	30 分未満 254 円／回 30 分以上 402 円／回 (1 回／週)	同時に2人の看護師等が1人の利用者に対して、利用者・家族の同意を得て訪問看護を行った場合
長時間訪問看護加算	300 円／回	特別な管理を必要とする利用者に対して、1時間以上1時間30分未満の訪問看護を行った後に、引き続き訪問看護を行い、所要時間の通算が1時間30分以上となる場合
緊急時訪問看護加算 (Ⅱ)	574 円／月	利用者又はその家族に対して24時間連絡体制にあり、必要に応じて緊急訪問を行う体制にある場合
定期巡回・随時対応型訪問	要介護 1～4 29,540 円／月 要介護 5 37,540 円／月	定期巡回・随時対応型訪問看護を行った場合
サービス提供体制強化加算	通常 6 円／回 定期巡回の場合 500 円／月	事業所の体制要件を満たした場合

(3) 訪問地域外の場合につき、訪問看護にかかる交通費は、その実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。(税込)

片道 10 km 未満	10 km以上 12 km未満	12 km以上 14 km未満	14 km以上 16 km未満	16 km以上 18 km未満	18 km以上 20 km未満	20 km以上 22 km未満	2 km増す毎に
無料	550 円	660 円	770 円	880 円	990 円	1,100 円	110 円

(4) 日常生活に必要な物品 実費

(5) 死後の処置 11,000 円

7. 緊急時の対応

緊急な事態が発生した時は、0479-72-1131 (九十九里ホーム病院) もしくは、主治医に連絡してください。

8. 苦情の受付窓口

訪問看護の利用にあたっての苦情やご相談は、下記までお申し出ください。

(1) 九十九里ホーム訪問看護ステーション 藤野綾子 (職名) 管理者

受付時間 月曜日～土曜日 8 時 30 分～17 時 00 分

電話番号 0479-72-1131

(2) 九十九里ホーム病院 総務

受付時間 月曜日～土曜日 8 時 30 分～17 時 00 分

電話番号 0479-72-1131

(3) 行政機関その他苦情受付機関

受 付 機 関 名	連 絡 先
千葉県社会福祉協議会	所在地 千葉市中央区千葉港 4-5 受付時間 9 時 00 分～17 時 00 分 電話番号 043-245-1101
千葉県国民健康保険団体連合会	所在地 千葉市稲毛区天台 6-4-3 受付時間 9 時 00 分～17 時 00 分 電話番号 043-254-7428
匝瑳市 高齢者支援課	所在地 匝瑳市八日市場ハ 793-2 受付時間 9 時 00 分～17 時 00 分 電話番号 0479-73-0033
旭市 高齢者福祉課	所在地 旭市二 2132 番地 受付時間 9 時 00 分～17 時 00 分 電話番号 0479-62-5308
香取市 高齢者福祉課	所在地 香取市佐原口 2127 番地 受付時間 9 時 00 分～17 時 00 分 電話番号 0478-50-1208
横芝光町 福祉課介護班	所在地 横芝光町宮川 1902 番地 受付時間 9 時 00 分～17 時 00 分 電話番号 0479-84-1257
多古町 保健福祉課	所在地 多古町多古 2848 受付時間 9 時 00 分～17 時 00 分 電話番号 0479-76-3185

当事業者は、訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて上記重要事項を説明しました。

事業所 所在地 千葉県匝瑳市飯倉 21 番地

名称 社会福祉法人九十九里ホーム 九十九里ホーム訪問看護ステーション

氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から上記重要事項の説明を受け、これに同意致します。

利用者 住所

氏名 _____ 印

代理人 氏名 _____ 印（続柄）